

議案第 76 号

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部
改正について

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 14 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部
を改正する条例

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年条例第
13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 上記以外の一般廃棄物の項中「10 キログラムにつき 180 円」
を「10 キログラムにつき 200 円。ただし、総重量が 10 キログラムに満た
ないときは、10 キログラムとみなして 200 円とする。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 23 年 10 月 1 日以後に市の処理施設に
搬入される一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に市の処理施設
に搬入された一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

一般廃棄物の処理に要する費用、近隣市の手数料の状況等を勘案し、一般廃棄物をクリーンセンターに搬入するときの手数料の額を見直すほか、負担の適正化を図るため総重量が10キログラム未満の一般廃棄物の搬入についても手数料を徴収する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。